

JAポイントサービス 会員規約（以下『本規約』という）は、お客様（以下『ポイント会員』という）と魚沼みなみ農業協同組合（以下『当JA』という）との間で、当JAがポイント会員の利用内容や取引内容に応じて、JAポイント及び優遇特典を当JA所定の基準に応じて提供するJAポイントサービス（以下『本サービス』という）に関する取扱を定めたものです。本サービスへの申し込みにあたっては下記条項のほか、別途当JAが定める各関連規定等が適用されることに同意したものとします。

第1条 会員資格

- 会員は、原則として18歳以上の個人および法人・その他任意団体で、本規約を同意したうえでJAポイントサービス申込書（以下『申込書』という）により当JAに申し込み、当JAが承認したものとします。
- 会員には、会員カード（クレジット機能付き・クレジット機能無し）を交付します。
- 会員資格の取得日は、当JAが申し込みを受け付け、当JAが会員登録をした日とします。

第2条 入会方法

申込書に必要事項（住所・氏名・生年月日・電話番号等）をすべてご記入いただき、ご本人が申し込みするものとします。

第3条 入会金・年会費

入会金・年会費は無料です。なお、クレジット機能付き会員カードの場合は、発行者である三菱UFJニコス株式会社が定める年会費が別途必要となります。

第4条 JAポイント

- 事業利用実績（金額等）に応じてポイントが付与されます。なお、対象となる事業・取引・項目については当JAが定める付与基準表をご覧ください。
- ポイントは当JAが本サービスのポイント付与対象と定めた項目について、ポイント会員が当JA所定の書面で申し込んだお客様コード及びポイントIDに基づき集計します。ただし、一部取引、ポイントカードの提示が無い場合については、ポイント集計の対象外となる場合があります。
- ポイントの付与は本サービス入会以降の取引が対象となります。また、ポイントは会員本人のみ付与されます。
- ポイント累計は当JA各支店と六日町・大和グリーンパル店舗で確認できます。
- ポイントの付与対象となる項目及び付与条件、利用条件、ポイントを利用できない当JA所定の条件は、当JAが任意に変更できるものとし、それらの変更は当JAのホームページ掲載、広報誌掲載、店頭表示による通知等の方法により告知します。
- ポイントは、当JA所定の方法によりポイント還元にご利用することができます。ただし、所定の条件を満たしていない場合にはポイントを利用できない場合があります。また、ポイントの還元は会員本人のみご利用いただけます。
- ポイントの利用にあたって、届出のあった氏名、住所に宛てて当JAから発送物を発送した場合で、延着、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ポイントの有効期限は、ポイント付与日が属する年を第1年度（3月1日～2月末日）とし、第3年度の2月末日までとします。
- ポイントの利用は原則として取り消すことができません。

第5条 届出事項の変更

- ポイント会員の住所、氏名、電話番号等の申込時届出事項に変更があった場合、当JA所定の方法により速やかに当JAへ届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当JAは一切責任を負いません。また、この申し出が無い場合、本サービスを受けられない場合があります。
- 届出のあった氏名、住所に宛てて当JAから通知や発送物を発送した場合で、延着、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当JAは一切責任を負いません。

第6条 会員カードの紛失・盗難・破損及び再発行

- 会員カードを紛失・盗難・破損された場合は、再発行の手続きが必要になりますので当JA所定の方法によりお届けください。
- クレジット機能付き会員カードの再発行については、三菱UFJニコス株式会社への連絡等、別途手続きが必要となります。
- 会員カードの再発行には手数料がかかります。

第7条 事故防止を目的とした本人確認

本サービスの申し込み、ポイントの利用、会員カードの再発行等の手続きに際し、不正取得による事故防止及び不正使用防止を目的として、必要に応じて本人確認資料のご提示をお願いする場合があります。

第8条 ポイント残高の失効・譲渡

- 会員を退会される場合、ポイントの残高は失効します。
- 本サービスの権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等はできません。

第9条 解約等

- (1) 本サービスは、会員または当JAの都合でいつでも解約することができます。ただし、当JAに対する解約の通知は当JA所定の方法によるものとします。また、解約後ポイントは失効し、還元にご利用できません。
- (2) 第一項の規定により、当JAの事情により本サービスを解約した時は、郵送等で会員宛に通知します。解約によって生じた損害については、当JAは一切責任を負いません。
- (3) 会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当JAはいつでも会員に通知することなく本サービスを解約またはサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。
 - ① 会員が当JAに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
 - ② 会員に相続の開始があった場合及び法人・その他任意団体が解散の手続きの開始があった場合
 - ③ 会員が本規約や当JAとの取引約定期に違反した場合など、当JAが本サービス契約の解除を必要とする相当の事由が生じた場合
 - ④ 住所変更の届け出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって当JAにおいて会員の所在が不明となった場合
 - ⑤ 会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続き開始の申し立てがあった場合
- (4) 本サービスの契約は会員一人につき一契約とします。万一、会員一人につき二つ以上の契約があることが判明した場合、当JAは任意の一契約を残し他の契約を解約できるものとします。
- (5) ポイント会員が亡くなられた場合、また団体が解散した場合は、ポイント会員としての資格を自動的に失いますので、ポイント会員の自動解約となり、ポイントも自動失効となります。

第10条 免責事項

- (1) 当JAが申込書等に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いをおこなった場合は、それらの書面につき偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、それにより生じた損害については、当JAは一切責任を負いません。
- (2) 災害・事変等、当JAの責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、ポイントの取り扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害については、当JAは一切責任を負いません。
- (3) 前二項において当JAの責めに帰すべき事由がある場合、特別損害については当JAの予見可能性の有無にかかわらず当JAは一切責任を負いません。ただし、当JAに故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (4) 会員が希望する優遇特典及びポイントを、提供数量や時期の制限により当JAが提供できない場合、当JAは一切責任を負いません。

第11条 サービス内容の改廃及び規約の変更

- (1) 本サービスの内容・優遇特典、ポイントの換算基準等及び本規約は当JAの都合で変更することがあります。
- (2) 前項について、変更日以降は変更後の内容に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当JAは一切責任を負いません。また、変更内容は当JAのホームページ掲載、広報誌掲載、店頭表示による通知等の方法により告知します。

第12条 個人情報の取り扱いについて

- (1) 会員は、申し込み時点で以下について同意したものとします。なお、当JAの個人情報保護方針等につきましては、当JAホームページまたは本支店でご確認いただけます。
 - ① 当JAと本サービス運営にかかる委託先が、以下の個人情報について保護措置を講じた上で相互に収集・保有・提供・利用すること。
 - i. 住所、氏名、生年月日、自宅電話番号、他所定の申込書に記入・申告された事項
 - ii. 利用実績、利用明細、お問い合わせ内容等
 - ② 前記①について、以下の目的のために利用すること
 - i. 会員加入可否判断
 - ii. 当JAのすべての事業における市場調査、研究、商品開発
 - iii. 当JAのすべての事業における宣伝物、印刷物の送付等営業案内
 - iv. 当JAのすべての事業におけるアフターサービスの提供
 - v. 第三者へのアドバイスに利用するための、個人認識ができない程度の統計的情報を作成すること
- (2) 当JAは、法令、裁判手続きその他法的手続き、または監督官庁により、会員の情報提出を求められた場合はその要求に従うことができるものとします。
- (3) 当JAは、本規約に基づく業務を第三者へ委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で個人情報を当該業務委託先に提供します。

第13条 準拠法・管轄

本サービス契約及び本サービス契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本サービス契約諸取引に関しての訴訟の必要が生じた場合には、長岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

第14条 その他

クレジット機能付き会員カードの場合は、NICOSカード規約が別途適用となります。